

「食品添加物の不使用表示に 関するガイドライン」について



日時：令和4年9月5日（月） 15:10～15:25
主催：宮城県
説明：（一社）日本食品添加物協会 川岸 昇一

食品添加物の不使用表示に関するガイドラインについて

パッケージ（表）



「保存料不使用」は任意表示

→ 食品事業者の判断で記載



こちらが対象

パッケージ（裏）

名 称	ハンバーグ		
原 材 料 名	食肉（牛肉(豪州)、豚肉）、たまねぎ、粒状大豆たん白、つなぎ（鶏卵、パン粉、粉末卵白）、ぶどう糖、植物油脂、しょうゆ、ソテーオニオン、食塩、発酵調味料、香辛料／加工でん粉、調味料（アミノ酸）、（一部に小麦・卵・乳成分・牛肉・大豆・豚肉を含む）		
内 容 量	300g	消 費 期 限	表面下部に記載
凍結前加熱の有無	加熱してあります		
加熱調理の必要性	加熱して召し上がってください		
保 存 方 法	-18℃以下で保存ください		
製 造 者	日本食品添加物株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町4-9		

一括表示 = 義務表示

→ 法令で決められた表示

食品添加物表示制度に関する検討会

○趣旨

消費者の表示の利活用の実態や、海外における食品添加物の表示制度等も

踏まえ、今後の食品添加物表示の在り方について幅広く意見を伺い、検討を行う

○会議

第1回（2019年4月18日）～第9回（2020年2月27日）

食品添加物表示制度に関する検討会報告書（2020年3月31日）

・無添加、不使用の表示

→ 表示禁止事項を明確にするためガイドラインを策定する
（「人工」「合成」の削除）

食品添加物の不使用表示に関する ガイドライン検討会

○趣旨

「検討会報告書」で、食品表示基準に規定された表示禁止事項に該当するか否かのメルクマール（指標）となるガイドラインを新たに策定することが提案
これを踏まえ、有識者の意見を伺い検討を行う

○会議

第1回（2021年3月4日）～第8回（2022年3月1日）

食品添加物の不使用表示に関するガイドライン
(2022年3月30日)

食品表示基準第9条第1項より (表示禁止事項)

第1号：実際のものより著しく優良又は有利であると
誤認させる用語

第2号：第3条及び第4条の規定により表示すべき
事項の内容と矛盾する用語

⋮
⋮

第13号：その他内容物を誤認させるような文字、絵、
写真その他の表示



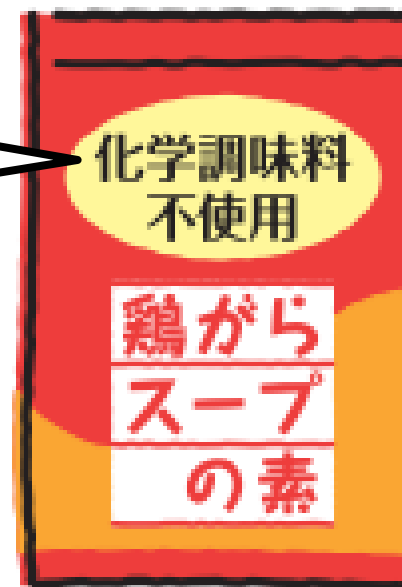
単なる「無添加」
→ 消費者は何が無添加かわからない

「人工」甘味料
→ 表示基準で使用されていない用語
人工と天然の区別なく
安全性を確認



化学調味料

- 定義がよくわからない
他のうまみ成分が使われているのであれば・・・



冷凍食品に保存料不使用

- 冷凍も保存料も微生物の生育を
押さえるもの
他の冷凍食品には保存料が使用
されていると誤認

食品添加物の不使用表示に関する ガイドライン（令和4年3月30日）

- 1 食品添加物の安全性確保の取り組みを理解しないで不使用表示のある食品を購入したり、一括表示の食品添加物表示を確認しない消費者がいることが示された消費者意向調査結果があり、また、食品表示基準に規定されている表示禁止事項の解釈が従来のQ & A等では網羅できないことが背景となっている。
- 2 ガイドラインは、一般用加工食品と業務用加工食品の容器、包装上の表示に適用される。
- 3 ガイドラインは、10類型に整理された表示禁止事項に該当するおそれの高い表示例からなり、事業者が消費者に正確な情報を提供する際の留意点となる。
- 4 実際に表示禁止事項に該当するかどうかは、各類型中の表示禁止事項に該当するおそれが高い場合に当てはまることだけではなく、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、ケースバイケースで全体として判断するものである。
- 5 ガイドライン及び食品添加物についての普及啓発が重要であり、関係者の取りくみが期待される。
- 6 経過措置期間は令和6年3月とするが、事業者はできる限り速やかに表示の点検を行う必要がある。

食品添加物の不使用表示に関するガイドラインについて

類型番号	類型の説明	第1号	第2号	第13号
類型1	単なる無添加の表示			○
類型2	食品表示基準に規定されていない用語を使用した表示	○		
類型3	食品添加物の使用が法令で認められていない食品への表示	○		
類型4	同一機能・類似機能を持つ食品添加物を使用した食品への表示	○		
類型5	同一機能・類似機能を持つ原材料を使用した食品への表示	○		○
類型6	健康、安全と関連付ける表示	○		○
類型7	健康、安全以外と関連付ける表示	○	○	○
類型8	食品添加物の使用が予期されていない食品への表示	○		
類型9	加工助剤、キャリーオーバーとして使用されている（又は使用されていないことが確認できない）食品への表示			○
類型10	過度に強調された表示			○

ガイドライン制定により

期待される効果

ガイドラインでは「無添加」「不使用」表示を禁止しているわけではないが…

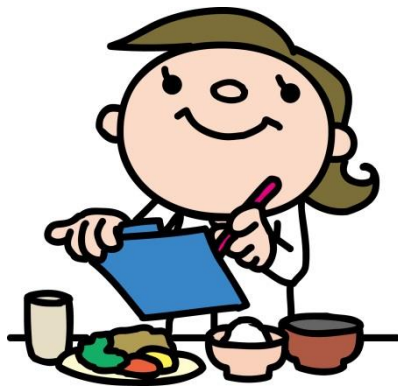
- 食品事業者による無添加不使用表示の見直し
⇒ 消費者誤認に繋がる表示の見直し
- 義務表示に対する理解が深まる
- 食品添加物に対する理解が深まる



最後に

消費者誤認に繋がる不使用表示が無くなることを期待

ご清聴 ありがとうございました



日本食品添加物協会のホームページはこちら
<https://www.jafaa.or.jp/>

